

# 令和4年度第9回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和4年6月28日 (火曜日)  
開催場所 委員会室  
開始時間 午前 10時00分  
終了時間 午前 11時20分

庁議内容	
付議	1 旧本田家住宅利活用コンセプト(案)について
	2 「(仮称)国立市食のまちづくり推進計画」の策定について
報告事項	3 (仮称)国立市学校給食センターにおける食育ビジョン(素案)について
	4 国立市第3次農業振興計画 中間評価報告書(素案)について
その他報告	5 庁舎節電への対応について

## 出席者(15名)

庁議メンバー (15名)	市長 副市長 教育長 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 地域包括ケア・健康づくり推進担当部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 基盤整備担当部長 会計管理者 議会事務局長 教育次長
代理出席者 (0名)	

## 【付議】

1. 旧本田家住宅利活用コンセプト(案)について  
・説明員:生涯学習課長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

2. 「(仮称)国立市食のまちづくり推進計画」の策定について  
・説明員:政策経営課長  
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

## 【報告事項】

3. (仮称)国立市学校給食センターにおける食育ビジョン(素案)について  
・説明員:市立学校給食センター所長  
<内容>  
(仮称)国立市学校給食センターにおける食育ビジョン(素案)について報告があった。

4. 国立市第3次農業振興計画 中間評価報告書(素案)について  
・説明員:都市農業振興担当課長  
<内容>  
国立市第3次農業振興計画 中間評価報告書(素案)について報告があった。

## 【その他報告】

5. 庁舎節電への対応について  
・説明員:行政管理部長  
<内容>  
庁舎節電への対応について報告があった。

# 庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年6月28日開催）

付議事案名：旧本田家住宅利活用コンセプト(案)について

提案課 教育委員会事務局 生涯学習課

## 議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します  
②  (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

### 1. 付議事案の概要

#### 1. 付議目的（理由）

現在解体復元事業を進めている旧本田家住宅について、修理専門委員会での議論にあたり利活用イメージを伝える必要があること、また、都の建築審査会に諮る（復元工事実施設計を進める）上で大まかな利活用方針を定める必要があることから、ここでコンセプト案として庁内の合意形成を図ることを目的として付議するものである。

#### 2. 経過及び現状

平成28年 …旧本田家住宅主屋、表門、土地、資料が国立市に寄贈  
令和2年3月16日 …旧本田家住宅が東京都指定有形文化財（建造物）に指定  
令和2年度 …解体復元工事基本設計  
令和3年度～ …復元工事実施設計、解体工事  
令和3年8月～11月 …関係者ヒアリング（下谷保町内会、第1・2永楽会、観光まちづくり協会、やぼろじ他）  
令和4年6月28日 …庁議付議

#### 3. 具体的な措置

旧本田家住宅利活用コンセプト（案）として、修理専門委員会や建築審査会に提示する。また、コンセプト（案）をもとに利活用素案策定に向け、事務を進めていく。

### 2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

### 3. 主な意見・質疑・確認事項等

#### 【主な意見・質疑等】

- ・南部地域だけでなく市域全体とのつながりが読み取れるような記載とする必要がある。
- ・全市的な広がりを持たせるために、関係者ヒアリングだけでなく、ワークショップ等を実施してはどうか。  
→ 市域全体とのつながりの必要性は認識しており、コンセプトにおける表現や、広がりを持たせるための工夫について検討する。
- ・今後進めていく健康まちづくりの視点を盛り込んでほしい。

#### 【指示事項】

- ・各部からの意見を踏まえ、広がりを持った連携が図られるよう、コンセプトにおける記述も含め検討すること。

# 庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和4年6月28日開催）

付議事案名：「（仮称）国立市食のまちづくり推進計画」の策定について

提案課 政策経営部 政策経営課

## 議事要旨公開・時限非公開の別

- ①  決裁後公開します  
②  （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

### 1. 付議事案の概要

#### 1. 付議目的（理由）

食育基本法に定義される「食育」を含む食を通じたまちづくりの推進を図るため、「（仮称）国立市食のまちづくり推進計画」を策定することについて、全庁的な合意形成を図るため付議するものである。

#### 2. 経過及び現状

食育基本法第18条により市町村食育推進基本計画の策定が努力義務とされているが、国立市においては未策定である。  
令和2年9月～12月 食のまちづくり推進プロジェクトチームによる検討  
令和3年3月 プロジェクトチーム報告書取りまとめ、報告会の開催

#### 3. 具体的な措置

庁内検討会（課長級）を設置し、計画の検討を行う。策定過程においては、広く市民・団体を対象に意見聴取及び周知を図りながら進める。令和4年度中に計画決定し、公表する。

### 2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

### 3. 主な意見・質疑・確認事項等

#### 【主な意見・質疑等】

- ・計画を策定した後、実効性をどのように担保するかが課題と思われる。
- ・健康まちづくり戦略の一部として位置付けてはどうか。  
→ 健康に特化した計画ではなく、まちづくりを食の観点から整理し、コンセプトを示すものとして策定する。